所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法	法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	農業経営規程の承認	根拠条項	第11条の51第1項		

「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」 (平成23年2月28日付け22経営第6374号農林水産省経営局長通知)

- 1 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第52条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、 農業経営が法第11条の50第1項各号のいずれの場合に該当するか、同条第2項の要件が担保されているか、同条第3項から 第9項までに規定する手続を経ているか、慎重に審査するものとする。
- 2 法第11条の50第1項各号の場合は、次のとおりである。
 - (1) 同項第1号の場合により行うときは、対象とする農地等が組合の地区内であり、当該農地等について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図られていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地等を賃借し、自ら農業経営(当該農業経営において新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業を実施する場合を含む。)を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。
 - (2) 同項第2号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第51条の2に定める場合である。
- 3 農業経営規程に記載された事業の実施区域が基盤強化法第 19 条第1項に規定する地域計画の区域内にある場合において、農業経営規程の設定又は変更の承認をしようとするときは、法第11条の51第5項に基づき、例えば次のような配慮を行うものとする。
 - (1) 組合が地域計画の策定に参画する過程において周知・調整を行っているものと取り扱うこと
 - (2) 組合員による組合の事業利用の妨げとならないように配慮されているものと取り扱うこと
 - (3) 地域計画の達成に資すると考えられる各種支援施策の活用等の情報提供を行うこと

											4
受付	生産者支援課	処理	生産者支援課	交付	- 大文学 本 校 部	標達	準処理期間	30目	目次	2.6	
機関	生) 生) 生) 生) 生) 生) 生) 生) 生) 生)	機関	生産者文援課 	機関	生 座 有又抜硃	標準経由期間	日	No.	3 0	!	

審査基準

審査基準(公表用)

様式第3号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		林水産部 生産者支援課		
4 上記3の場合において、必要があると認めるときは、法第11条の51第5項に基づき、例えば次のような事項 ため、市町村の意見を聴くものとする。 (1)地域計画における組合の位置付けが不明確なときに、当該地域計画と当該組合が行おうとしている農業経営(2)地域計画に農業を担う者として組合が記載されていないときに、当該組合が農業を担う者として今後記載さ協議の状況 5 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すこと ※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第12条第1項に明記 查 基	法令名	第132号		
ため、市町村の意見を聴くものとする。 (1)地域計画における組合の位置付けが不明確なときに、当該地域計画と当該組合が行おうとしている農業経営 (2)地域計画に農業を担う者として組合が記載されていないときに、当該組合が農業を担う者として今後記載さ協議の状況 5 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すこと ※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第12条第1項に明記 査 基	手続名	第11条の51第1項		
	ため、 (1) (2) 5 農 審 査 基	いる農業経営との関わり て今後記載される見込みや		
生産者支援課 生産者支援課 生産者支援課 生産者支援課 生産者支援課 しまり	上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	3 6		